

京丹波町中間前金払制度の導入について

京丹波町役場 監理課

1 中間前金払制度とは

京丹波町の発注する土木建築に関する工事について、当初の前払金に加え、さらに20%以内の工事代金を受け取ることができる制度

注) 工事の規模等により別に限度額を定めることがあります。

(対象工事)

京丹波町の場合、当初契約金額が300万円以上の建設工事で、既に前払金の支払いを受けている工事

(請求時期)

工期の2分の1を経過し、
工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われ、
工事の進捗額が請負金額の2分の1以上となったとき

2 京丹波町の中間前金払制度のメリット

簡単な手続で工事代金が早く受け取れる

部分払のような出来高検査はなく、現場を止める必要がありません。

また、出来高検査のような煩雑な資料の提出は不要です。

契約後に「中間前金払」と「部分払」の選択が可能

京丹波町の中間前金払制度では、当該契約に関し、契約後に、受注者の資金繰りや作業の状況に応じどちらかを選択することができます。

3 中間前払金を請求する場合の手続きの流れ



* 注釈 要綱：京丹波町公共工事の中間前金払に関する取扱要綱

4 中間前金払制度の適用について

平成24年11月1日以降に契約する対象工事から適用します。